

「読書バリアフリーコンソーシアム」委託要項

令和3年5月20日
総合教育政策局長決定
令和5年3月29日
一部改正

1 趣旨

令和2年7月に策定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）では、地方公共団体において読書バリアフリー基本計画による取組がより具体的に進展するよう、組織の枠を超えた取組や関係者間で連携した取組が行えるような体制の構築を図る必要があるとされている。このため、地域において、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等の様々な館種の図書館や関係行政組織・団体等が連携した読書バリアフリーコンソーシアムを設置し、物的・人的資源の共有をはじめとした様々な読書バリアフリー推進のための取組を行う。

2 内容

行政、図書館、学校、団体関係者等によるコンソーシアムを組織し、読書バリアフリー推進のための取組を行う。また、本事業の成果や課題等を全国に発信する。

具体的には下記（1）①又は（1）②、及び（2）を実施する。

（1）「読書バリアフリーコンソーシアム」の設置

①地域における読書バリアフリーコンソーシアム

自治体の学校教育担当部局・社会教育担当部局・福祉部局、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館、障害者関係団体、ボランティア団体、企業等の関係者によるコンソーシアムを組織し、読書バリアフリー推進のための取組を行う。

（取組例）

- ・自治体における関係者協議会等の設置（必須）
- ・本の相互貸借等の物的資源の共有・連携強化
- ・特定分野に秀でた司書・職員等の相互派遣等の人的資源の共有・連携強化
- ・公共図書館と学校図書館の連携強化
- ・公共図書館と点字図書館の連携強化
- ・自治体における読書バリアフリー推進計画の策定
- ・研修事業の一元的実施
- ・読書を行う障害者増加に向けた広報
- ・フォーラムや研究協議会の開催
- ・その他地域における読書バリアフリー推進に向けた取組 等

②広域的な読書バリアフリーコンソーシアム

複数地域における学校図書館、特別支援学校、大学、全国団体等の関係者によるコンソーシアムを組織し、学校における読書バリアフリー推進のための取組を行う。

（取組例）

- ・関係者協議会等の設置（必須）
- ・学校・学校図書館等で制作された電子書籍等の所在情報の把握・共有（リポジトリ）の在り方の検討
- ・新たに必要とされる電子書籍等を効率的に制作する仕組の検討
- ・その他学校における読書バリアフリー推進に向けた取組 等

※①、②のいずれもコンソーシアム自立化に向けた方策を検討する。なお、取組を行うに当たっては、地域の実情に応じて適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じること。

(2) 取組の成果・課題の普及、啓発

本事業によって得られた成果物（実施報告書や、パンフレット、本事業により作成した副教材・指導資料等）は、報告書の配布やホームページへの掲載等を通じて、広く普及・啓発を図ること。その際、副教材・指導資料等の成果物は、編集可能なデータ形式でホームページに掲載するなど、他の地域において活用しやすいものとなるよう配慮すること。なお、成果物のホームページへの掲載は、事業完了後、3年間は実施するよう努めること。

3 委託先

都道府県、政令指定都市、市区町村、都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市町村教育委員会、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人、及び取組を企画、実施できる法人格を有する団体又は任意団体（以下「都道府県等」という）。

ただし、任意団体の場合は、次の①から④までの要件を全て満たすこととする。

- ①定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④団体等の本拠としての事務所を有すること

4 委託期間

本事業の委託期間は、契約を締結した日から同年度の3月8日までの間とする。

5 委託手続

- (1) 都道府県等が業務の委託を受けようとするときは、公募要領に定める様式により事業計画書等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、審査委員会（文部科学省内に設置。）において、都道府県等が作成した事業計画書を審査した上で、受託団体を選定し、事業を委託する。なお、必要に応じて当該計画の見直しを求めることができる。また、審査委員会は必要に応じ、都道府県等に対し、調査研究の推進に係る指導・助言等を行うことができる。

6 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費を委託費として支出する。詳細は（別紙）「読書バリアフリーコンソーシアム事業 経費の取扱い」等に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 都道府県等は、事業計画を変更しようとするときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。但し、計画書のうち経費のみを変更する場合で、事業費の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が総額の20%を超えない場合については、この限りではない。
- (3) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。
- (4) 文部科学省は、都道府県等が本契約の定め違反した時や、委託業務の遂行が困難であると認めるときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 再委託を受託する者は、事業を実施するための事業計画書を提出するとともに、事業の成果等について都道府県等に報告しなければならない。
また、都道府県等は必要に応じ、再委託の受託団体に対して指導助言を行うものとする。

8 事業完了（廃止）の報告

- (1) 都道府県等は、事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、事業完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から10日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない
- (2) 文部科学省は、事業の成果普及等のため、上記（1）で定める事業完了（廃止）報告書のほか、事業における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。

9 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8（1）により提出された事業完了（廃止）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、都道府県等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 委託費の支払い

文部科学省は、上記9による額の確定後、都道府県等に委託費を支払うものとする。ただし、都道府県等からの要求により、必要があると認められるときは、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議を行い調った場合に限り、委託費の全部又は一部について概算払することができる。

11 委託契約の解除

文部科学省は、都道府県等が委託要項又は委託契約書に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

12 その他

- (1) 文部科学省は、都道府県等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、都道府県等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 都道府県等は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならないとともに、善良なる管理者の注意をもって取り扱う責任を負うものとする。
- (5) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28

条までに規定するすべての権利を含む。)については、原則として文部科学省に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途文部科学省と協議すること。

(6) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。